

大阪市立西高等学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(基本理念)

いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策をおこなう。さらに、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「国際化・情報化時代に生きる明るくたくましい人材」「知・徳・体の調和がとれ、創造的で個性豊かな人材」育成のために、「大阪市立西高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

- ① 本校教職員は、上記1の基本理念にのっとり、いじめの防止及び早期発見に学校全体として取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ② 単にいじめがおきている現状への対応やいじめの防止だけではなく、すべての教職員が、生徒一人一人が共生社会の一員として健全な成長ができるよう、豊かな心の育成をめざした教育活動を推進する。
- ③ この「学校いじめ防止基本方針」は本校「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。
- ④ 保護者及び地域と緊密な連携をとり、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、必要に応じて本校の「いじめ対策委員会」の方針について、学校協議会の意見等を反映する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① いじめは規律のない授業において発生することも多いため、授業を担当する教員は、チャイム着席の習慣や、正しい発言の仕方や聞き方の徹底など、生徒が安心して学習に取り組める授業時間を確保する。
- ② 学力に自信のない生徒は、授業に集中できないだけでなく、授業を乱す場合があり、また、そのような生徒に対するひやかしやからかいがもとで、いじめが発生する土壌を生むことにもなりかねない。これを防止するためにも、すべての生徒が授業に参加でき、活躍できるような授業づくりを工夫する。
- ③ 保護者向けの授業参観や指導主事を招へいした研究授業を計画的に実施し、また教員どうしがお互いに授業を公開することを通して授業力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 授業をはじめとして、団活動や学科を越えた取組、校外学習、部活動などすべての教育活動を通して、自分たちで仲間を作り、その仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、すべての生徒が達成感を得ることができるような集団づくりをすすめる。
- ② すべての生徒が、自分は認められている、誰かの役に立っている、誰かに必要とされている、という思いをもつことで自分に自信を深め、他者を安易に傷つけない、他者を尊重する態度を身につけさせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 本校策定の「道徳教育全体計画」の指針に基づき、授業や部活動などすべての教育活動を通していじめを見逃さない体制づくりを行う。
- ② いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、周囲で傍観している行為もいじめを容認することにはほかならない。学級活動や生徒会活動を通して、いじめに関する課題に向き合い、いじめを許さず、阻止する強い意識と自浄作用が働く集団づくりに取り組む。
- ③ いじめの防止を通して、社会において決まりやルールを守ることの大切さを理解させ、法規範を順守し道徳観・倫理観の備わった社会人の育成をはかる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒の交遊関係や人間関係の把握に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員間で積極的な情報交換や、情報の共有を図る。
- ② 普段から生徒の行動に目を配り、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、実態把握に取り組む。その際、周囲に名前を知られたくない生徒のプライバシーに十分配慮をする。
- ③ あらゆる場面での教育相談（個人面談等）の機会を設け、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるとともに、「いじめ相談窓口」の周知徹底を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に聞き取りを行うとともに、「いじめ対策委員会」や生徒指導部、学年等で組織的に対応する。
- ② 発見した教職員や通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、関係教職員と連携をとり、情報を共有する。指導にあたっては、当該生徒の双方や周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、いじめの事実の確認を行う。指導方針の共通理解の下で生徒・保護者に対応をし、事案に応じて教育委員会や関係諸機関と連携をとる。
- ③ いじめられた生徒には、その生徒にも責任があるという考え方をとるのではなく、「あなたは悪くない」ことを明確に伝え、不安や恐怖心を取り除くようにする。

また、いじめた生徒に対しては、いじめが人格を傷つけ、生命や身体・財産を脅かし、中には暴力行為や誹謗中傷など犯罪行為として取り扱われるべきものもある、非人間的な行為であることを十分に理解させ、いじめられる側の気持ちを認識させる。いじめのそれぞれの保護者には、速やかに事実関係や今後の指導方針を伝え、その後も適宜経過報告を行う。

- ④ ネット上のいじめへの対応について、ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 構成員

校長・教頭・首席・生徒指導部長・教務部長・進路指導部長・各学年主任・
人権教育主担・養護教諭

※必要に応じて当該担任・部活動顧問等の参加を求める。

③ 役割

ア いじめ防止基本方針の策定および年間計画の企画と実施

イ いじめの未然防止といじめへの対応方針の決定

ウ 教職員の資質向上のための校内研修の実施

エ 教職員研修及び生徒向け研修の年間計画の策定及び取組の進捗状況の検証

オ 具体的事例に関する情報の集約及び記録の作成

④ 年間計画

- ア 生徒向けアンケート調査 年3回（5月・9月・1月）
- イ 教育相談による生徒からの聞き取り調査 年2回（7月・12月）
- ウ 人権教育研修会（8月）
- エ 生徒指導研修会（3月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校のホームページ等を積極的に活用し、いじめ防止に向けての啓発を行う。
- ② 学校協議会へいじめ防止の理念および校内での取り組み等を提案し、方針を決定するとともに協力体制の構築を行う。
- ③ 保護者との教育相談や家庭訪問などを通じて、家庭との緊密な連携や協力を図る。

(3) 取組内容の検証

- ① 定期的に「いじめ対策委員会」を開催し、アンケートの結果等を踏まえ、未然防止の推進・再発防止に向けて改善を図る。
- ② 「運営に関する計画」にいじめ防止対策の進捗状況をまとめ、PDCAサイクルを活用しつつ、自己評価を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた場合は、速やかに大阪市教育委員会に報告をし、連携して事実関係の調査及び対応を行う。
- ② 上記調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供するなど誠意ある対応を行う。
- ③ いじめ発見の際のフローチャート

